

開発行為等による道路関係
指導及び道路引継要領

目 次

1. 目 的	59
2. 道 路	59
3. 舗 装	59
4. 道路排水	59
5. 道路土工（法面等）	61
6. 交通安全施設	62
歩道等	62
防護柵	63
7. 帰属に伴う引継図書	64
8. 宅地等開発行為に伴う街灯等設置要領	69
9. 各種参考図	72

1 目 的

この要領は、開発行為等による道路の新設及び改築する場合の詳細指導基準及び当該道路の引継関係図書等について定めたものである。

2 道 路

開発行為にかかる道路は、道路構造令に基づき計画しなければならない。

これを前提とし、安全に自動車、人及び自転車等が交通できるよう努め、次のような配慮が必要である。

- (1) 速度に見合った車線幅を確保し、幹線道路においては、歩道、自転車歩行者道を設ける。
- (2) 路傍の樹木や照明施設等、交通の支障の原因とならない位置に設置する。
- (3) 安全な走行状態を保証するため、平面線形及び縦断線形を考え、なめらかな連続をはかる。
- (4) 十分余裕ある視距を確保するよう努める。
- (5) 道路の連続がよく視認でき、走行速度との間に無理が生じないようにする。
- (6) どのような気象条件のもとでも同じ調子で運転できるように、排水に対する適切な形状を備える。
- (7) 曲線部の運転者と路面の片勾配の関係を十分考慮する。
- (8) 接続道路は、交通制御の方法によれない場合は、完全停止距離、視距等を十分確保する。

3 舗 装

全てアスファルト舗装とし、アスファルト舗装要綱に基づき交通荷重に十分耐える構造で構成されなければならない。ただし、段階道路及び歩道等についてはこの限りではない。

(1) 舗装厚の設計

設計 C B R と交通量の区分により、舗装各層の厚さを決定する。

また、路床上の設計 C B R が 2 未満の軟弱な場合には、各種の路床改良を行い、C B R が 3 以上になるようにしなければならない。

(2) 表面排水

表面水は原則として路側に設けた側溝で処理するが、高い盛土や法面の土質が侵食され易い性質のものである場合や道路敷外への流出がある場合などは、路肩に水止を施工しなければならない。

(3) すべり止め舗装

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 急坂道 | ④ 鉄道等の近接区間 |
| ② 曲線部 | ⑤ 交通事故の多発箇所 |
| ③ 視距が不足する箇所 | ⑥ 坂路中の交差点で歩行者の多い横断歩道の前 |

これらについては、道路管理予定者（以下「道路管理者」という。）と十分検討し決定しなければならないが、急坂路については、7%以上もしくは200m以上の区間にわたり平均勾配が6%以上連続する場合は、すべり止め舗装を施工するものとする。

4 道路排水

一般に道路の法面崩壊や構造物の破損、路面の滞水による交通の停滞、スリップ事故等を防止しなければ

ならない。

(1) 路面排水

- ① 路面の表面排水施設に用いる標準降雨強度は長崎海洋気象台降雨強度10年確率を標準とし、土砂などの堆積による通水断面の縮小を考慮して20%の余裕をみるものとする。

側溝断面の決定 (参考)	
$Q = A \cdot V$	Q : 排水量 (m ³ /sec) A : 通水断面積 (m ²) V : 平均流速 (m/sec)

最低断面を300 m/m × 300 m/m とし、縦断勾配は1%以上とする。

横断開渠については、路面の縦断勾配が4%以上になると側溝の流れは射流となり、側溝等の落下率は50%以下まで低下することもあるので、断面については400 m/m × 400 m/m を最低断面とする。階段の両側に施工する側溝は、階段の路面排水ができる形とし、踊場、道路接点における跳水を防止するものとする。

なお、地域、地形及び道路の形状等により適合しない場合は、道路管理者と協議し、決定するものとする。

- ② L型街渠による路面排水は、街渠柵により行うものとし、その最大間隔は下表のとおりとするが、道路の形状やその他の特別の理由による場合は、その間隔を縮小するものとする。

縦断勾配 (%)	落下穴面積 (cm ²)
	1,000 cm ² 以上
0.3~2	15 m
2~12	30 m

縦断勾配が小さい場合、路肩が広いと路面の滞水幅が増大するので、柵の間隔を縮小しなければならない。また、交差点、曲線道路は、縦断図に中心線、両側線の3本を画き、水の流れ方により柵を設置しなければならない。ただし、水抜トラフにより行う場合、その最大間隔は10mとするが、路面の形状による効果を十分確認し、合理的に施工しなければならない。

(2) その他法面、構造物の排水

- ① 法面排水施設は、降水、表流水等が、法面に浸透しないように、あるいは安全に法面外の排水施設に導くようにしなければならない。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (ア) 法肩排水溝 | (カ) モルタル吹付 (表流水による侵食防止) |
| (イ) 小段排水溝 | (キ) 植生工 (表流水による侵食防止) |
| (ウ) 縦排水溝 | (ク) 法枠工 (表流水による侵食防止) |
| (エ) 地下排水溝 (法面の湧水) | (ケ) その他必要な溝 |

法面に設置する排水溝の断面決定は、流量計算によることは当然であるが、最低断面を180 m/m の

U形とし、2.5m間隔にすべり止を用いるものとする。

また、跳水などによる側面の侵食を防止するため、植生等を施工しなければならない。

また、盛土区間での縦排水溝間隔、切土区間の排水溝の断面の決定等は、「道路土工、排水工指針」によるものとする。

② 構造物の排水計画は、「排水工指針」等により、特に特殊構造物においては、合理的な設計、施工を行うものとし、道路管理者とも十分協議するものとする。

(3) 河川、水路等については、河川管理者が定める基準により協議しなければならない。

道路管理の側溝流末水路は、設計流量を安全に通水させる大きさであるとともに、土砂及び流木の堆積を防止しなければならない。

断面の決定にあたって、設計流量は計画高水流量より十分余裕のある断面とする。やむを得ず暗渠とする場合は、その計算上流量が小さくても清掃その他の保守を考慮して下表のとおりとする。

断面積 (m ²)	排水路
0.2826以上 (φ600)	ボックスカルバート
0.1256以上 (φ400)	ヒューム管

また、地域、地形、在来水路の形状やその他の理由により、やむを得ない場合は、道路管理者と協議するものとする。

(4) 施工時の排水

土工工事の施工時における準備排水、盛土、切土及び土取場などの仮排水は、施工計画の際、準備排水や施工時の排水計画を十分検討しなければならない。

5 道路土工

(1) 土工

路体には透水性の材料を使用し、浸透水の排除をよくする必要がある。

また、地盤の地表勾配が3割より急な斜面に盛土するときは、表土を取り除いて段切りしなければならない。盛土の締固めは、十分転圧を行い0.3m程度ごとに施工するものとする。

また、施工時の盛土、切土などの仮設は十分検討し、安全を期さなければならない。

(2) 法面勾配

盛土小段、切土小段は、5m以内ごとに設けるものとし、小段の幅は1.5mを標準とする。しかし、特に目の少ない硬質の岩の場合は設けなくてもよい。

また、切土法面の小段においては、5~10%の排水勾配をつけなければならない。法面の勾配は盛土及び切土にあっては、「道路土工指針」“標準ノリ面コウ配”を標準とする。

土質	小段 (m)	直高 (m)	ノリ面コウ配
切土土質 及び盛土材料	1.5	標準値 5.0	「道路土工指針」 “標準ノリ面コウ配”

盛土にあたっては、盲排水、法面のU型側溝、小段のコンクリート施工（ $d=10\text{cm}$ ）等により、法面の崩壊を防止しなければならない。ただし、小盛土区間においては、道路管理者と協議し決定するものとする。

(3) 法面保護

切土法面の保護は地質に応じて設計しなければならないが、その工法については十分検討し、決定しなければならない。上部より落石がある場所は、法尻に落石止め擁壁を設置し、程度によっては落石覆工を必要とする。

盛土法面の保護は、植生工及び法枠工により施工を原則とするが、土質、法面勾配、地形、浸水の有無などにより、工法を検討するものとする。

(4) 諸構造一般

開発区域の形状、道路の縦断線形及び土質等の設計条件により決定されると思われるので、道路管理者と十分協議するものとする。

6 交通安全施設

(1) 歩道

① 歩道を設置する場合の幅員は1.5m以上とする。

また、植樹をする場合は2.5m以上とする。

② 歩道はマウントアップ方式で行うものとする。

なお、道路構造上マウントアップ方式が適当でない場合は、道路管理者と協議して他の方式により行うことができる。

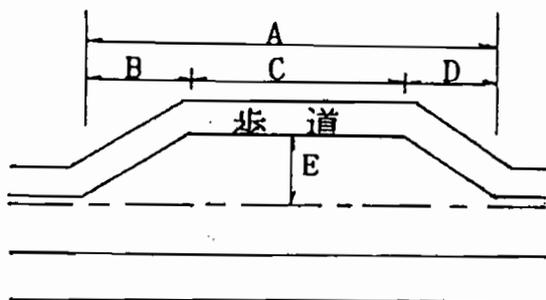
③ 歩道の両端部は、車椅子が通行できる勾配を確保し車道部にすり付けるものとする。

(2) 車両停車帯

① 開発区域内にバス停を設置する場合は、宅地側を切込み、バス乗降場の幅員は歩道兼用で最小2.25mを確保するものとする。

② 停車帯の幅員は3.5mを標準とし、これによりがたい場合は、道路管理者と協議して決定するものとする。

③ バス停の構造は下図のとおりとする。



A	バス停車帯の長さ	40m
S	減速車線長	12m
C	バス停車線長	15m
D	加速車線長	13m
E	停車帯幅員	3.5m
	織込み長	30m

(3) 道路照明

道路照明は別紙「宅地等開発行為に伴う街灯等設置要領」により設置する。

(4) 区画線

車道中央線及び車道外側線等は、工事検査完了前に道路管理者の指示に基づき、設置するものとする。

(5) 視線誘導標

道路曲線部の車道の側方に沿って路端及び道路線形を明示し、車道内の安全な走行を確保し、車両の路外逸脱を未然に防止する為、視線誘導標を設置するものとする。

なお、設置箇所については、道路管理者と事前に協議し、指示を受けるものとする。

(6) 道路反射鏡

① 見通しの悪い屈折部、交差点等に道路管理者と事前に協議し、道路反射鏡（カーブミラー）を設置するものとする。

② 道路反射鏡（カーブミラー）の形状、鏡面の材質等については、道路管理者の指示するものを使用するものとする。

(7) 防護柵

① 路側用防護柵（種別 C）

次の道路の区間について防護柵を設置するが、その他道路及び交通の状況に応じて設置しなければならない。

ア 路側が危険な区間

法面及び構造物等による防護柵の設置は参考図のとおりである。

イ 道路に鉄道等が接近している区間

(ア) 車道面の高さが、鉄道もしくは他の車道面より高い道路で、車両が路外に逸脱して鉄道等又は他の車道に進入するおそれのある区間。

(イ) 車道面の高さが、鉄道等又は他の車道面と同じか、又はこれより低い道路で、その高低差が1.5m未満の道路で、車両が路外に逸脱し、鉄道等又は他の車両に進入するおそれのある区間。

ウ 幅員、線形等との関連で危険な区間

(ア) 車道幅員が急激に狭くなっている道路で、防護柵の設置によりその効果があると認められる区間。

(イ) 曲線半径がおおむね300m以下の道路、また、おおよそ4%を超える下り勾配の道路で、防護柵の設置によりその効果が認められる区間。

エ 構造物との関連で必要な区間

(ア) 橋梁、高架、トンネル等の前後で特に必要と認められる区間。

(イ) 橋梁、高架等の高欄にかえて防護柵を連続設置することにより、その効果があると認められる区間。

オ その他の理由で必要な区間

(ア) 事故が多発する道路又は多発するおそれのある道路、もしくは気象状況によって特に必要と認められる区間

② 歩道用（防護柵によって歩道等を新設する場合を含む。）（種別 Cp 及び P）

次の歩道の区間において、歩行者、自転車等の保護のため道路及び交通の状況に応じて、原則として歩道用の防護柵を設置するものとする。

ア 車両の路外逸脱を防止し、かつ歩行者等を車両より保護するための必要な区間、ただし走行する車両の速度が高く、歩行者、自転車等が危険にさらされていて、その保護のため必要と認められる区間

については、(種別Cp)にかえて路側用の防護柵(種別C)を歩車道の境界に設置することができる。

- ア 線形が視認されにくい曲線部、あるいは直線部のあと曲線部の外側等の車道の路外逸脱が生じやすい区間。
- イ 車両の走行速度が高くなるような幹線街路等において、歩行者や自転車の通行をおびやかすような区間。
- イ 簡易な歩道の新設、又は歩行者の横断防止のため必要な区間。
 - ア 小学校や幼稚園の付近、通学、通園路並びに公園等の区間。
- ウ 歩行者、自転車等の路外への転落を防ぐのに必要な区間。
 - ア 法高の高い構造物、もしくは土羽法があり、その下に家屋又は道路等がある区間。
 - イ 歩道、自転車等の路外が危険なため、歩行者、自転車等の転落を防止する必要がある区間。
- エ その他の理由で必要な区間
 - ア 切土法等の天端において、危険と認められる区間においては、フェンス等を設置する。

7 帰属に従う引継図書

(1) 道路関係引継書(様式1)

別紙「開発行為等による道路の引継図書の作成要領」に基づき、作成した図書を添付する。
(工事検査前に提出する。)

(2) 公共施設(道路敷)帰属申請書(様式2)

(工事完了告示後、1ヶ月以内に2部提出)

(3) 従前の公共施設(市道敷)の帰属申請書(様式3)

開発区域内にあった市道敷が開発者に帰属する場合。

(工事完了告示後、速やかに提出)

(4) 街灯等引継書

(工事完了告示後、速やかに提出)

(様式1)

平成 年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者 (開発行為者)

住 所

氏 名

道 路 関 係 引 継 申 請 書

平成 年 月 日付長崎市指令 宅指第 号をもって許可を受けた長崎市 町 番

外の開発行為が完成しましたので、都市計画法第32条の規定により同意を得た開発区域内 (区域外施工を含む) 道路を同法第39条の規定に基づき管理引継いたしたいので申請します。

なお、同法第40条第2項の規定に基づく道路敷の帰属手続は、工事完了告示後速やかに行います。

また、手続き中は当方で維持管理しますが、貴市において市道認定行為が行われ、道路法が適用されても異議ありません。

(関係図書)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 位置図 (1/2,500) | 5. 占用物件調書及び平面図 (含標準図) |
| 2. 公 図 | 6. 道路の縦断図 |
| 3. 平面図 (1/500) | 7. " 標準横断面図 |
| 4. 道路附属物標準図 | 8. 橋梁関係図面 |

(様式2)

平成 年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者 (開発者)

住 所

氏 名

公共施設 (道路敷) の帰属申請書

平成 年 月 日付長崎市指令 宅指第 号をもって許可を受けた開発行為が完了しましたので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、同意を得た下記公共施設 (道路敷) が同法第40条第2項の規定により貴市に帰属しますので、関係図書を添えて申請いたします。

記

(帰属物件)

1. 道路敷地

長崎市 町 番 外 筆 (別紙敷地調書)

面積 平方メートル

(関係図書)

1. 開発行為に関する工事の検査済証 (写)
2. 工事完了告示 (写)
3. 位置図
4. 公 図
5. 道路敷地調書
6. 道路敷丈量図 (含全体丈量図)
7. 登記承諾書
8. 印鑑証明書
9. 土地登記簿謄本

(様式3)

平成 年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者 (開発者)

住 所

氏 名

従前の公共施設 (市道敷) の帰属申請書

)

平成 年 月 日付長崎市指令 宅指第 号をもって許可を受けた長崎市 町 番
外の開発行為は平成 年 月 日工事完成しましたので、都市計画法第32条の規定に基づき同
意を得た区域内にある貴市所有の公共施設 (市道敷) は同法第40条第1項の規定により開発者へ帰属したいの
で、関係図書を添えて申請いたします。

なお、当方において帰属の所有権移転登記手をいたしますので、別紙により委任くださるようお願いしま
す。

また、貴市へ帰属する公共施設 (道路敷) は、登記終了後速やかに申請いたします。

記

(帰属物件 [従前の公共施設])

長崎市 町 番 外 筆

地 目

地 積

平方メートル

(関係図書)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 位置図 | 5. 工事完了告示 (写) |
| 2. 公 図 | 6. 敷地調書及び登記簿謄本 |
| 3. 開発行為同意書 (写) | 7. 委任状 |
| 4. 新旧対照図 | |

道 路 敷 地 調 書

町 名	地 番	地 目	地 積 (平方メートル)
合 計			

宅地等開発行為に伴う街灯等設置要領

(目 的)

第1条 本要領は、宅地等開発行為に伴う街灯等の設置に関し、必要な事項を定めることにより、地方公共の秩序維持と住民の安全、交通の安全保持を行うと共に青少年の非行防止と住民の生活環境の浄化を図ることを目的とする。

(設置基準)

第2条 防犯灯の設置は、原則として計画宅地敷の6宅地に1灯以上となるように設置しなければならない。ただし、広告灯はその対象としないものとする。

2 使用柱は、原則として電柱等を利用し、鉄柱(市が指定する物)は広告物を添加しないで道路敷内に設置しなければならない。ただし、交通その他の理由により困難な箇所については、管理予定者(以下「管理者」という。)と協議し同意を得て設置するものとする。

3 開発区域内に設置する箇所は次の各号によるものとする。

- (1) 街路灯の間隔は概ね40mとする。
- (2) 階段、急坂、屈折部、分岐路等見通しの悪い箇所。
- (3) 公園等公共施設に接する附近の道路。
- (4) 横断歩道等管理者が必要と認める箇所。

(容量と型式)

第3条 街灯等は、容量と型式は次の各号とする。

- (1) 防犯灯は蛍光灯20Wとする。
- (2) 横断歩道等に設置する照明灯は水銀灯(300W以下)とする。
- (3) 九州電力(株)との電気供給契約は定額制とする。
- (4) 引込線は個別取付とする。

(事前協議)

第4条 開発行為者は、街灯等の設置箇所を決定しようとする場合は、事前に管理者と協議し同意を得なければならない。

また、変更する場合も同様とする。

(街灯等の引継)

第5条 開発行為者は、工事完了検査前に別紙様式により街灯等引継書を提出するものとする。

(電気料金の前納)

第6条 開発行為者は、前条により引継をする場合は、5ヶ年分の街灯等の電気料金相当額を納入するものと

する。

附 則

本要領は、昭和60年7月1日から施行する。

ただし、施行日前の開発行為であっても工事完了告示が施行日以後のものにも適用する。

平成 年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者 (開発者)

住 所

氏 名

街 灯 等 引 継 書

長崎市 町 番 外の開発行為が完了しましたので、「宅地等開発行為に伴う街灯等設置要領」に基づき設置した下記街灯等を関係図書を添えて引継ぎます。

記

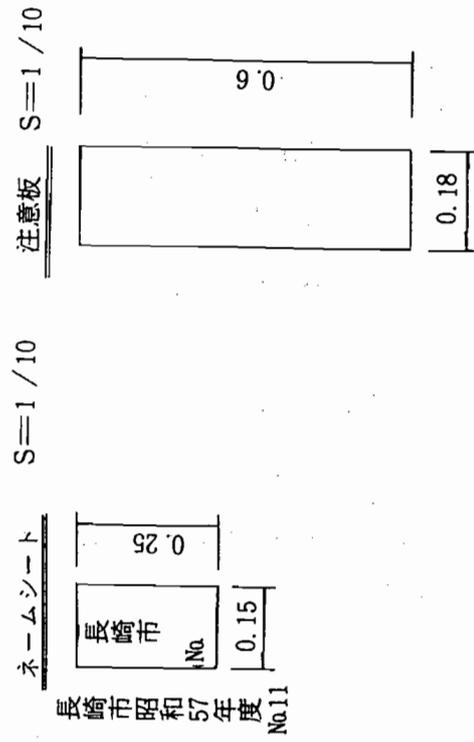
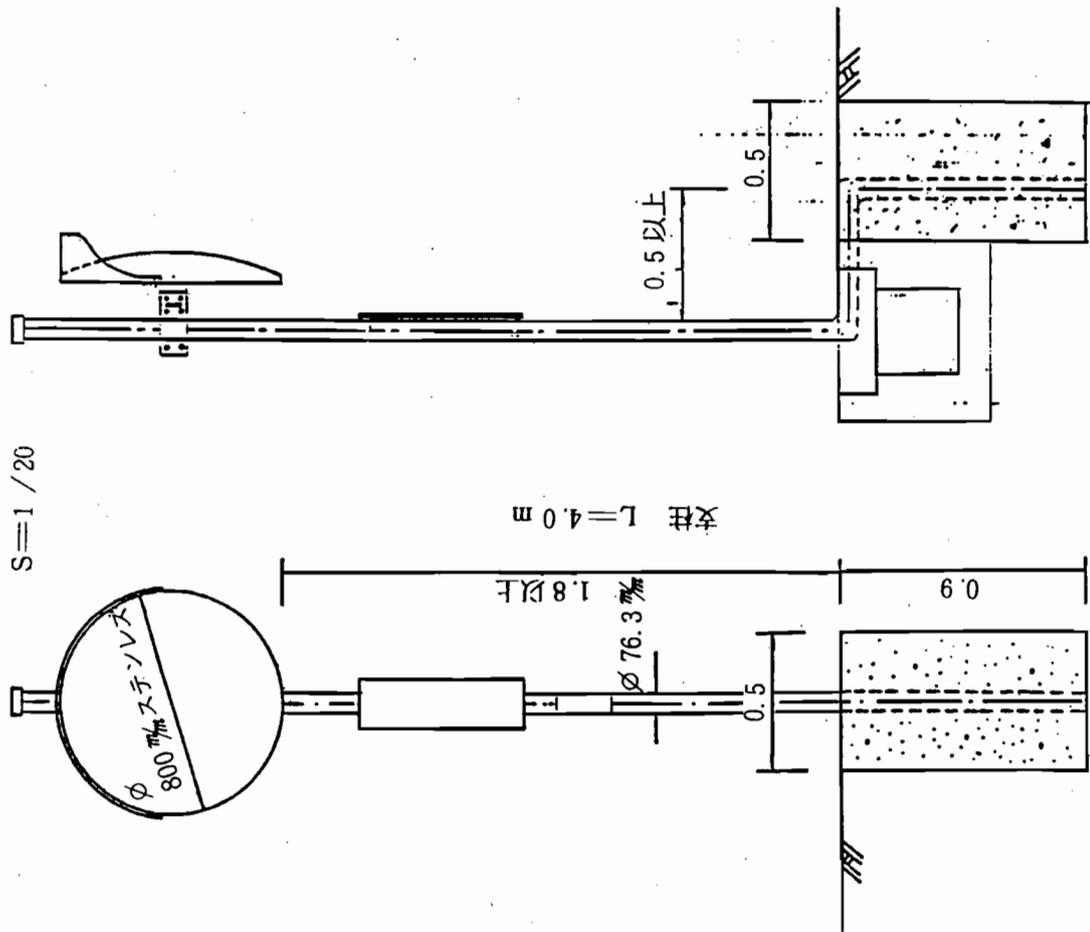
(街 灯 等)

単独柱設置	水銀灯	W	基
〃	蛍光灯	20W	基
共架柱設置	〃	20W	灯

(関係図書)

1. 位置図
2. 街灯等設置平面図
3. 〃 標準図
4. 電気料金納入通知書・領収証書 (写)

各種参考図1 (屈曲部)



長崎市昭和57年度
No.11

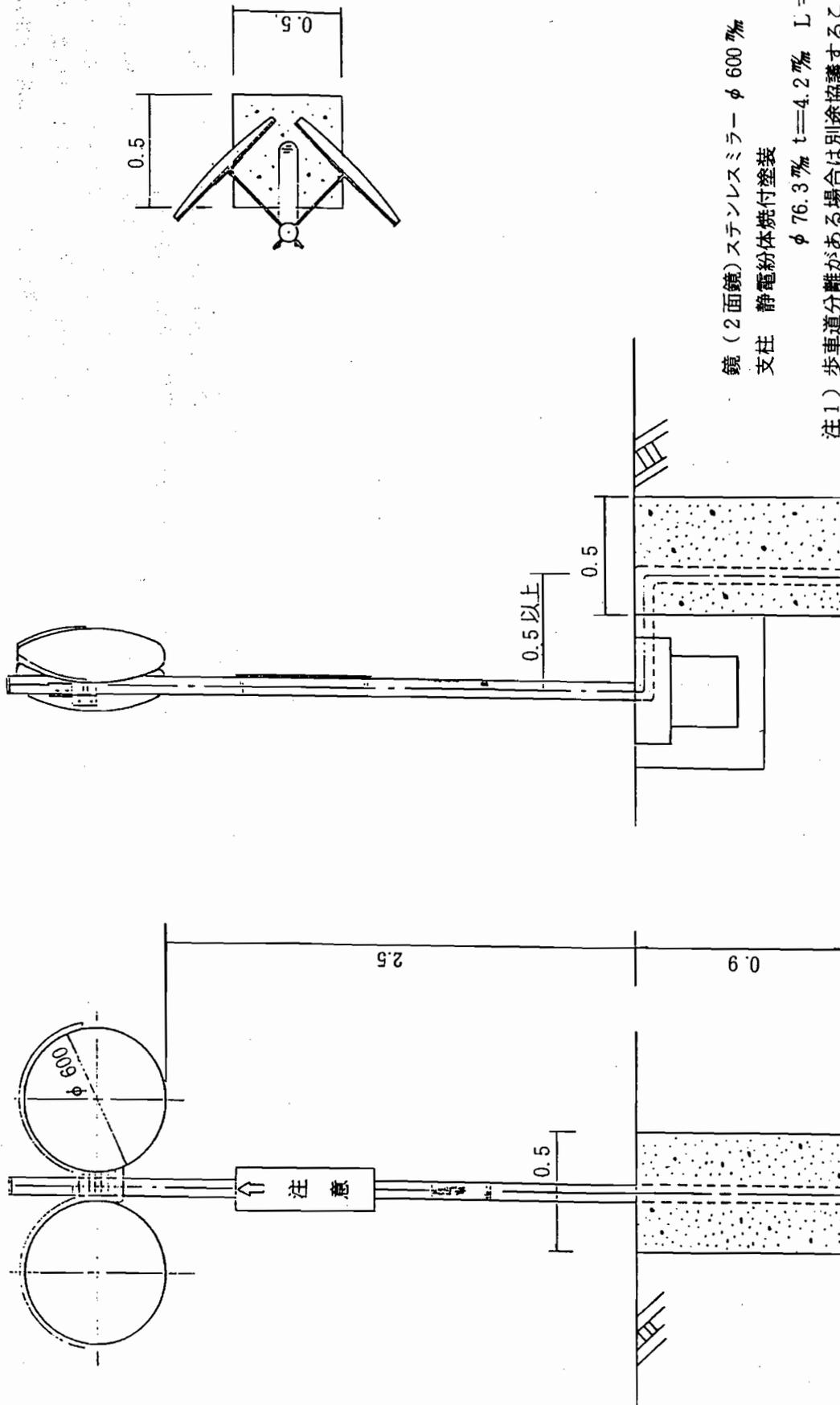
鏡 (1面鏡) ステンレスミラー ϕ 800mm
支柱 静電粉体焼付塗装

ϕ 76.3mm t = 4.2mm L = 4.0m

注1) 歩車道分離がある場合は別途協議すること。

注2) その他詳細については「道路反射鏡設置指針」に基づくと。

各種参考図 2-1 (交差点等)



鏡 (2面鏡) ステンレスミラー - φ 600mm

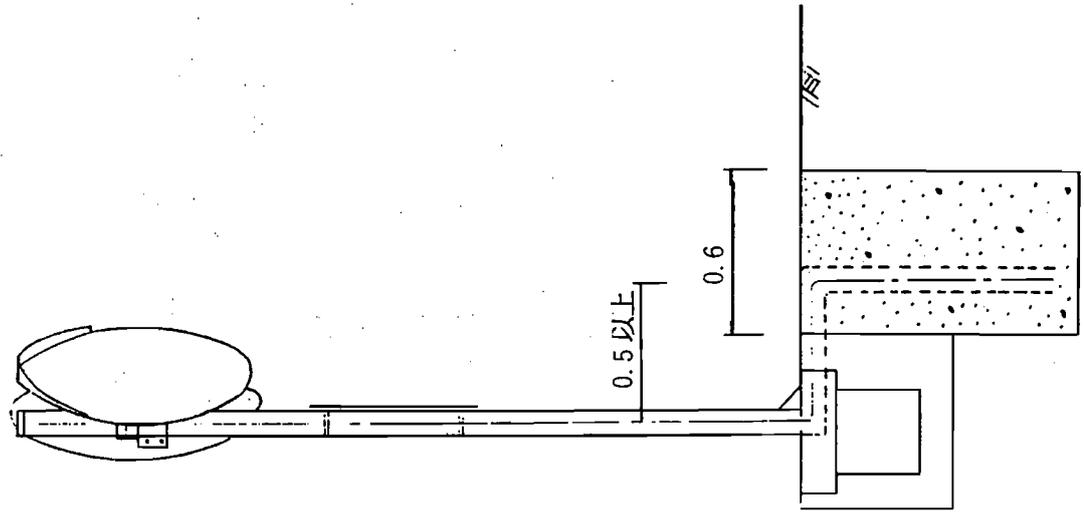
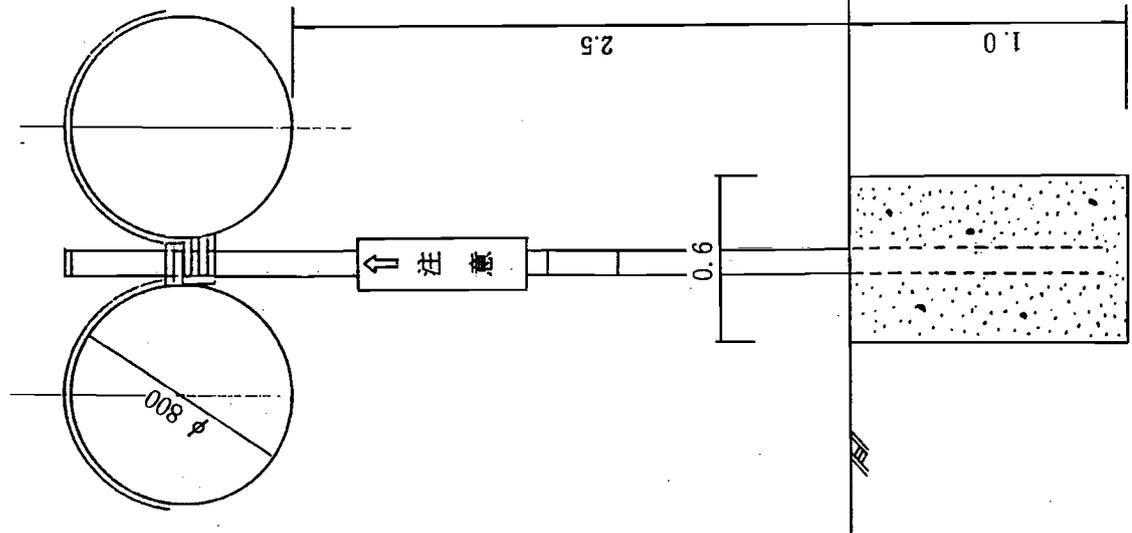
支柱 静電粉体焼付塗装

φ 76.3mm t=4.2mm L=4.0m

注1) 歩車道分離がある場合は別途協議すること。

注2) その他詳細については「道路反射鏡設置指針」に基づくこと。

各種参考図 2-2 (交差点等)



鏡 (2面鏡) ステンレスミラー ϕ 800 mm
支柱 静電粉体焼付塗装

ϕ 89.1 mm $t = 3.2$ mm $L = 4.4$ m

(曲り部においては補強材を用いること)

注1) 歩車道分離がある場合は別途協議すること。

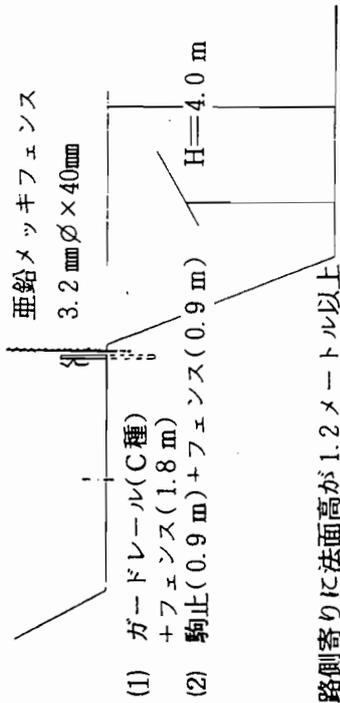
注2) その他詳細については「道路反射鏡設置指針」に基づくこと。

各種参考図 3

参考図

防護さく

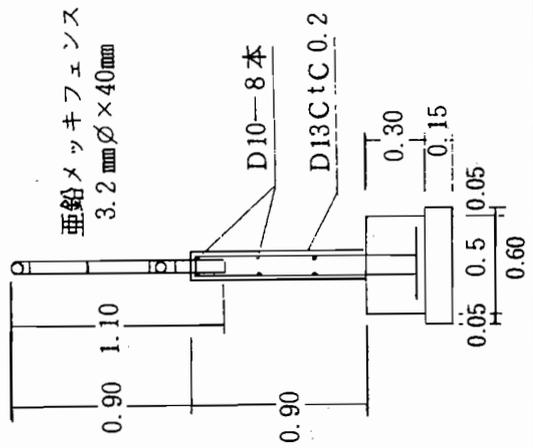
1 路側寄りに法面高が4メートル以上の場合



2 路側寄りに法面高が1.2メートル以上
4.0メートル未満の場合

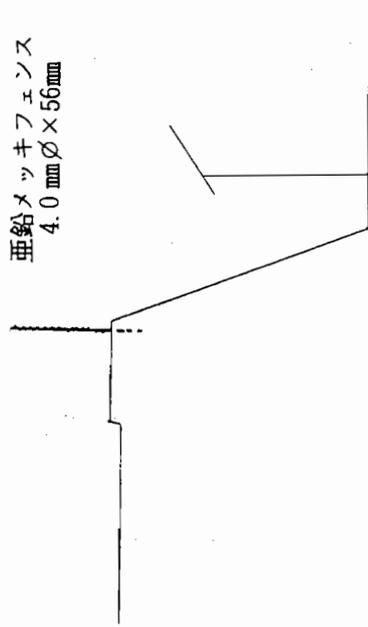
(1) ガードレール (C種)

※ 駒止フェンス構造図



3 歩道寄り法面下に人家等がある場合

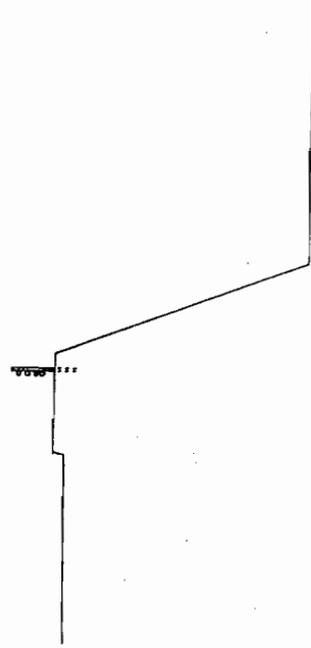
(1) フェンス (1.8 m)



4 歩道寄りに法面高が1.2メートル以上ある場合

(1) ガードパイプ (P種 自転車用)

(2) ガードパイプ (P種 歩行者用)



5 法面部分に人が立入る恐れのある場合

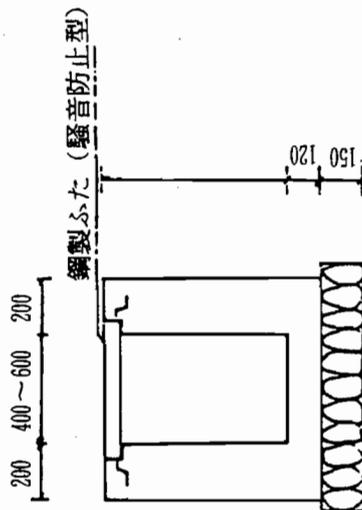
(1) 亜鉛メッキフェンス (1.2 m) 3.2 mm ϕ ×40mm

(2) 同上 4.0 mm ϕ ×56mm

各種参考図 4

参考図

横断開きよ



(単位mm)

※ 側溝ふた

側溝はすべてふたを架けるものとする。又路側寄り側溝には10メートルおきに (L=1 m) 鋼製ふたを設置する。車道側の側壁の厚さは20cm以上とする。(6 m以下の道路に限る)

参考図

法面排水側溝

